

# ほうじんかい

2020年1・2・3月

No.128

冬

.....  
きっと、いろいろな情報に出会います。  
.....

**特集** 第36回法人会全国大会(三重大会)

- 税金情報 ●各会員交流会 ●身近な法律相談
- 健康コラム ●法人会からのお知らせ 他



星野リゾートトマム (北海道) 雲海テラスから



めざします企業の繁栄と社会への貢献  
一般社団法人 千葉南法人会

エルタックス  
eLTAX

地方製ポータルシステム

e-Tax  
www.e-tax.nta.go.jp

- 1 **〈特集 全国法人会総連合主催〉**  
第36回法人会全国大会 一三重大会一  
令和2年度税制改正に関する要望を採択
- 4 **〈税金トピックス〉**  
税務だより スマホ×確定申告ーネクストステージー  
「進化するスマート申告！」～5つのステップで手続完結！～  
千葉南税務署からのお知らせ  
・確定申告書の作成は国税庁のホームページの「確定申告書等作成コーナー」が便利です。  
・税理士による無料申告相談  
法定調書の作成・提出は、e-Taxで！！  
安全・便利な「キャッシュレス納付」のご案内  
県税だより 法人事業税及び法人の県民税の申告書送付物の見直しのお知らせ
- 11 **〈身近な法律相談〉**  
テーマ「ハラスメントが発覚した場合の対応について」
- 12 **〈NEWS〉**  
令和元年度 第28回役員研修会／青年部会 第33回全法連全国青年の集い／  
女性部会 税を考える週間街頭PR活動に参加／令和元年度納税表彰式／  
女性部会 第2回税務研修会・小山署長との懇談会・部会員交流会／  
青年部会 第20回租税教室（千葉市立蘇我小学校）
- 16 **〈コラム〉**  
【健康コラム】「血液について」～基礎編～  
【環境コラム】ヨーロッパなどで日本の盆栽がブーム～続編～  
天満由美子の健康運
- 18 **〈イベント〉**  
研修案内／新会員紹介／行事予定
- 20 **〈お知らせ〉**  
新春記念講演会のお知らせ／法人会からのお願い

## 表紙の写真と言葉：高石 泉氏

## 星野リゾートトマム（北海道）雲海テラスから

雲海は、山間部などでの放射冷却によって霧、層雲が広域に発生する自然現象で、放射冷却があり、風がない、高地から見下ろすことができる等の条件が整ったときに見ることが出来ます。撮影当日は、気象条件がそろい、素晴らしい雲海を見ることができました。

当日の午前4時過ぎに、もっと多い状態での雲海を撮影できたのですが、5時30分ごろの少し雲海が晴れてきた状態の写真を表紙として使用しました。表紙の写真の中央部に小さく星野リゾートトマムの36階建てのツインタワーの一部を見ることができます。これから雲海の大きさを想像して頂ければと考えたからです。



# 第36回 法人会全国大会 —三重大会—

## 令和2年度 税制改正に関する要望を採択

去る10月3日(木)、三重県・津市「津市産業スポーツセンター」において法人会全国大会と同時開催により、税制改正要望大会が開催され、当会より野中副会長、向後税制委員長、山本税制副委員長、鈴木厚生委員長、根元厚生副委員長、伊藤事務局長が出席しました。当日法人会会員78万人の総意として税制に関する定義を採択いたしました。



### 《基本的な課題》

#### 1 税・財政改革のあり方

##### 1. 財政健全化に向けて

今後の税財政を考えるうえで重要な要素となるのは団塊の世代の動向である。この世代の先頭が後期高齢者入りするのは2022年であり、2025年度は団塊の世代すべてが後期高齢者に達する年である。つまり、政府のPB黒字化目標年度は遅すぎるわけで、本来なら団塊の世代の先頭が後期高齢者入りする前に黒字化目標を設定すべきである。

- (1) 今般の消費税率10%への引き上げは、財政健全化と社会保障の安定財源確保のために不可欠だった。税率引き上げによる悪影響を緩和する等の環境整備は必要だが、本年度に引き続き、来年度当初予算においても臨時・特別の措置を講じることとしている。しかし、それがパラマキ政策となってはならない。
- (2) 政府は、2016年度から18年度の3年間を集中改革期間と位置づけ、政策経費の増加額を1.6兆円(社会保障費1.5兆円、その他0.1兆円)程度に抑制する目安を達成した。2019年度から21年度の基盤強化期間についても、引き続き社会保障の増額を抑制する目安を示し、改革に取り組む必要がある。
- (3) 財政健全化は国家的課題であり、歳出、歳入の一体的改革によって進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。
- (4) 今般の消費税率引き上げに伴って本年10月より軽減税率制度が導入されるが、これによる減収分については安定的

な恒久財源を確保するべきである。

- (5) 国債の信託が揺らいだ場合、長期金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害することが考えられる。政府・日銀には、市場の動向を踏まえた細心の政策運営を求めたい。

##### 2. 社会保障制度に対する基本的考え方

社会保障給付費の財源は公費と保険料である。適正な「負担」と重点化・効率化による「給付」の抑制を可能な限り実行しないと、持続可能な社会保障制度の構築も財政の健全化も実現できない。とりわけ、医療と介護の分野は給付の急増が見込まれており、ここに改革のメスをどう入れるかが重要になる。

超高齢化社会が急速に進展する今、社会保障は「自助」「公助」「共助」の役割と範囲を改めて見直す必要があるが、その際に重要なのは公平性の視点である。たとえば医療保険の窓口負担や介護保険の利用者負担などの本人負担については、高齢者においても負担能力に応じることを原則とする必要がある。

- (1) 年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」、「支給開始年齢の引き上げ」、「高所得高齢者の基礎年金庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施する。
- (2) 医療は産業政策的に成長分野と位置付け、大胆な規制改革を行う必要がある。給付の急増を抑制するために診療報酬(本体)体系を見直すとともに、政府目標であるジェネリックの普及率80%以上も早期に達成する。
- (3) 介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者とにメリハリをつけ、給付及び負担のあり方を見直す。
- (4) 生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。
- (5) 少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。その際、企業も積極的に子育て支援に関与できるよう、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。また、子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源を確保する必要がある。
- (6) 企業への過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

##### 3. 行政改革の徹底

今般の消費税率引き上げは国民に痛みを求めるものであり、その前提として「行革の徹底」が不可欠であったことを想起せねばならない。地方を含めた政府・議会が「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削るのである。

- (1)国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。
- (2)厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と、能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。
- (3)特別会計と独立行政法人の無駄の削減。
- (4)積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

#### 4. 消費税引き上げに伴う対応措置

本年10月から導入される軽減税率制度は事業者の事務負担が大きいうえ、税制の簡素化、税務執行コストおよび税込確保などの観点から問題が多い。このため、かねてから税率10%程度までは単一税率が望ましく、低所得者対策は「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当であることを指摘してきた。軽減税率制度導入後は、国民や事業者への影響、低所得者対策の効果等を検証し、問題があれば同制度の是非を含めて見直しが必要である。

- (1)現在施行されている「消費税転嫁対策特別措置法」の効果等を検証し、中小企業が適正に価格転嫁できるよう、さらに実効性の高い対策をとるべきである。
- (2)消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴ってより重要な課題となる。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。
- (3)システム改修や従業員教育など、事務負担が増大する中小企業に対して特段の配慮が求められる。

#### 5. マイナンバー制度について

マイナンバー制度はすでに運用段階に入っているが、依然としてマイナンバーカードの普及率が低いなど、国民や事業者が正しく制度を理解しているとは言い難い。政府は引き続き、制度の意義等の周知に努め、その定着に向け本腰を入れて取り組んでいく必要がある。

## II 経済活性化と中小企業対策

### 1. 法人会実効税率について

"先進国クラブ"と称されるOECD(経済協力開発機構)加盟国の法人実効税率平均は25%、アジア主要10カ国の平均は22%となっている。米国もトランプ税制改革で我が国水準以下に引き下げられた。

EU内では一部に引き上げ行き過ぎ論も出ているが、我が国の水準が比較的高いという現実が変わりはない。国際競争力強化などの観点から、今般の法人実効税率引き下げの効果等を確認しつつ、さらなる引き下げも視野に入れる必要があろう。

### 2. 中小企業の活性化に資する税制措置

- (1)中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化するべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。
- (2)租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものと適用件数の少ないものは廃止を含めて整理合理化を行う必要はあるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充したうえで本則化するべきである。
  - ①中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充した

うえ、「中古設備」を含める。

- ②少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、損金算入額の上限(合計300万円)を撤廃し全額を損金算入とする。なお、それが直ちに困難な場合は、令和2年3月末日までとなっている特例措置の適用期限を延長する。
- (3)中小企業経営強化税制(中小企業等経営強化法)や、中小企業が取得する償却資産に係る固定資産税の特例(生産性向上特別措置法)等を適用するに当たっては、手続きを簡素化するとともに、事業年度末(賦課期日)が迫った申請や認定について弾力的に対処する。

### 3. 事業承継税制の拡充

我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献している。その中小企業が相続税の負担等によって事業が承継できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。平成年度の税制改正では比較的大きな見直しが行われたが、さらなる抜本的な対応が必要と考える。

#### (1)相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

平成30年度税制改正では、中小企業の代替わりを促進するため、10年間の特例措置として同制度の拡充が行われたことは評価できるが、事業承継がより円滑に実施できるよう以下の措置を求める。

- ①猶予制度ではなく免除制度に改めるとともに、平成29年以前の制度適用者に対しても適用要件を緩和するなど配慮すべきである。
- ②国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者に向けた制度周知に努める必要がある。なお、特例制度を適用するためには、令和5年3月までに「特例承継計画」を提出する必要があるが、この制度を踏まえてこれから事業承継の検討(後継者の選任等)を始める企業にとっては時間的な余裕がないこと等が懸念される。このため、計画書の提出期限について配慮すべきである。

## III 地方のあり方

国と地方の役割分担を見直し、財政や行政の効率化を図る地方分権化は地方活性化の上でも重要である。その際には地方の自立・自助の理念が不可欠である。地方創生戦略を推進するうえでもこの理念は極めて重要になろう。

「ふるさと納税制度」の返礼品アピール競争をみていると、あまりに安易で地方活性化に正面から取り組もうとしているのか疑問を呈さざるを得ない。住民税は本来、居住自治体の会費であり、他の自治体に納税することは地方税の原則にそぐわないとの指摘もある。納税先を納税者の出身自治体に限定するなど、さらなる見直しが必要である。

地方交付税制度は国が地方の不足財源を手厚く保障する機能を有しており、それが地方の財政規律を歪めているとして改革が求められてきた。地方は国に頼るだけでなく、自らの責任で行財政改革を進め地方活性化策を企画・立案し実行していかなければならない。

# 第36回 法人会全国大会三重大会

## 令和2年度 税制改正に関する要望を採択

- (1)地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。また、中小企業の事業承継の問題は地方創生戦略との関係からも重要であり、集中的に取り組む必要がある。
- (2)広域行政による効率化について検討すべきである。基礎自治体（人口30万人程度）の拡充を図るため、さらなる市町村合併を推進し、合併メリットを追求する必要がある。
- (3)国に比べて身近で小規模な事業が多い地方の行財政改革には、「事業仕分け」のような民間のチェック機能を活かした手法が有効であり、各自治体で広く導入すべきである。
- (4)地方公務員給与は近年、国家公務員給与と比べたラスパイルズ指数（全国平均ベース）が改善せず高止まりしており、適正な水準に是正する必要がある。そのためには国家公務員に準拠するだけでなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すことが重要である。
- (5)地方議会は、議会のあり方を見直し、大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立って行政に対するチェック機能を果たすべきである。また、高すぎる議員報酬の一層の削減と政務活動費の適正化を求める。行政委員会委員の報酬についても日当制を広く導入するなど見直すべきである。

### IV 震災復興等

東日本大震災からの復興に向けて復興期間の後期である「復興・創生期間（平成年度～令和2年度）」も4年目に入っているが、被災地の復興、産業の再生はいまだ道半ばである。今後の復興事業に当たってはこれまでの効果を十分に検証し、予算を適正かつ迅速に執行するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き、適切な支援を行う必要がある。また、被災地における企業の定着、雇用確保を図る観点などから、実効性のある措置を講じるよう求める。

近年、熊本地震をはじめ地震や台風などによる大規模な自然災害が相次いで発生しているが、東日本大震災の対応などを踏まえ、適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興等に向けて取り組まねばならない。

近年、自然災害により甚大な被害が発生していることを踏まえ、震災特例法と同じく、災害等に係る雑損失の繰越控除期間を5年（現行3年）に延長すること。

### V その他

1. 納税環境の整備
2. 租税教育の充実

#### 《税目別の具体的課題》

#### 法人税関係

1. 役員給与の損金算入の拡充
  - (1)役員給与は原則損金算入とすべき
  - (2)同族会社も業績連動給与の損金算入を認めるべき
2. 交際費課税の適用期限延長
3. 公益法人課税

#### 所得税関係

##### 1. 所得税のあり方

- (1)基幹税としての財源調達機能の回復  
基幹税としての財源調達機能を回復するためにも、所得税は国民が能力に応じて適正に負担すべきである。
- (2)各種控除制度の見直し  
各種控除は、社会構造変化に対応して合理的なものに見直す必要がある。とくに、人的控除については累次の改正の影響を見極めながら、適正化を図るべきである。
- (3)個人住民税の均等割  
地方税である個人住民税の均等割についても、応益負担原則の観点から適正水準とすべきである。

##### 2. 少子化対策

#### 相続税・贈与税関係

1. 相続税の負担率はすでに先進主要国並みであることから、これ以上の課税強化は行うべきではない。
2. 贈与税は経済の活性化に資するよう見直すべきである。
  - (1)贈与税の基礎控除を引き上げる。
  - (2)相続時精算課税制度の特別控除額(2,500万円)を引き上げる。

#### 地方税関係

##### 1. 固定資産税の抜本的見直し

- (1)商業地等の宅地を評価するに当たっては、より収益性を考慮した評価に見直す。
- (2)家屋の評価は、経過年数に応じた評価方法に見直す。
- (3)償却資産については、納税者の事務負担軽減の観点から、「少額資産」の範囲を国税の中小企業の少額減価償却資産(30万円)にまで拡大するとともに、賦課期日を各法人の事業年度末とすること。また、将来的には廃止も検討すべきである。
- (4)固定資産税の免税点については、平成3年以降改定がなく据え置かれているため、大幅に引き上げる。
- (5)贈与税の基礎控除を引き上げる。  
国土交通省、総務省、国税庁がそれぞれの目的に応じて土地の評価を行っているが、行政の効率化の観点から評価体制は一元化すべきである。

##### 2. 事業所税の廃止

事業所税は固定資産税と二重課税的な性格を有とから廃止すべきである。

##### 3. 超過課税

住民税の超過課税は、個人ではなく主に法人を課税対象としているうえ、長期間にわたって課税を実施している自治体も多い。課税の公平を欠く安易な課税は行うべきでない。

##### 4. 法定外目的税

法定外目的税は、税の公平性・中立性に反することのないよう配慮するとともに、税収確保のために法人企業に対して安易な課税は行うべきではない。

#### その他

1. 配当に対する二重課税の見直し
2. 電子申告



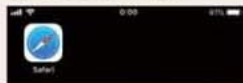
# スマホ × 確定申告 - ネクストステージ - 進化するスマート申告！

～ 5つのステップで手続完結！～



## STEP 1 国税庁ホームページへアクセス

iPhone の方



Android™ の方



確定申告

インターネットを開いて、「確定申告」と検索してください。



「確定申告書等の作成はこちら」のバナーをタップしてください。



「作成開始」をタップしてください。



収入や控除の質問に順番にお答えください。(iPhone の方は手順が一部異なります。)

## STEP 2 提出方法を選択

### 提出方法の選択

Q 提出方法を選択してください。

- e-Tax (マイナンバーカード方式) ?
- e-Tax (ID・パスワード方式) ?
- 書面

マイナンバーカード方式

マイナンバーカードとマイナンバーカード対応のスマートフォンをお持ちの方(一部の端末のみ)

対象端末の一覧はこちら→



ID・パスワード方式

「ID・パスワード方式の届出完了通知」をお持ちの方(全ての端末)  
お持ちでない方は「書面」を選択してSTEP3へ

### マイナンバーカード方式



画面の案内に従って、必要なアプリをインストールしてください。



マイナンバーカードを認証して事前準備をしてください。

### ID・パスワード方式



ID (利用者識別番号)

1234567812345678

パスワード (暗証番号)

a12345678

完了通知に記載されているID・パスワードを入力してください。

## STEP 3 金額などを入力

### 収入の入力



給与所得の源泉徴収票など、収入に関する書類を基に入力してください。

### 控除の入力



医療費の領収書や寄附金の領収書など、控除に関する書類を基に入力してください。

### 氏名等の入力



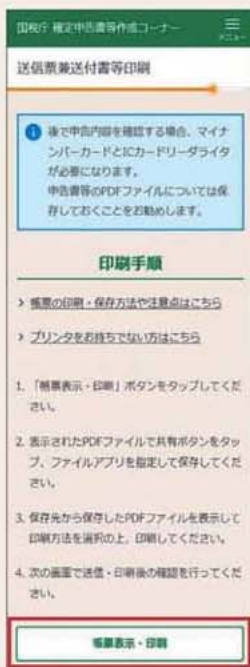
氏名・住所・マイナンバーなどを入力してください。  
提出方法が「書面」の方はSTEP5へ

## STEP 4 送信



e-Taxで送信してください。

## STEP 5 申告書データを保存



印刷画面まで進んだら申告は完了です。「帳票表示・印刷」をタップしてください。  
※ 申告内容によって表示画面が異なる場合があります。

※ 提出方法が「書面」の方は、保存した申告書データをご自宅のプリンタやコンビニエンスストア等のプリントサービス（有料）で印刷し、郵送等で提出してください。

### ID・パスワード方式の届出完了通知の発行について

「ID・パスワード方式の届出完了通知」については、税務署で職員と対面による本人確認を行った後に発行します。発行を希望される場合は、申告されるご本人が顔写真付きの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署にお越しください。平成30年1月以降、確定申告会場にお越しになられた方で、既にID・パスワード方式の届出を提出された方は、申告書の控えと一緒に保管されている場合がありますので、ご確認ください。

- ※ ご利用には別途通信料がかかります。
- ※ このチラシには開発中の画面が含まれておりますので、実際の画面と異なる場合があります。
- ※ ID・パスワード方式は暫定的な対応ですので、お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。また、メッセージボックスの閲覧には、マイナンバーカード等が必要です。
- ・ iPhone、Safariの名称及びそのロゴは、米国及び他の国々で登録されたApple Inc.の商標です。iPhoneの商標は、アイホン株式会社のライセンスに基づき使用されています。
- ・ Android、Chrome、Chromeロゴは、Google LLCの商標または登録商標です。

### iPhone



申告書が表示されるので、画面下の「共有」ボタンをタップしてください。

「ファイルに保存」を選択してデータを保存してください。



保存したデータは「ファイル」から後で確認できます。

### Android



申告書が表示されるとともに、自動的に端末内のダウンロードフォルダにデータが保存されます。



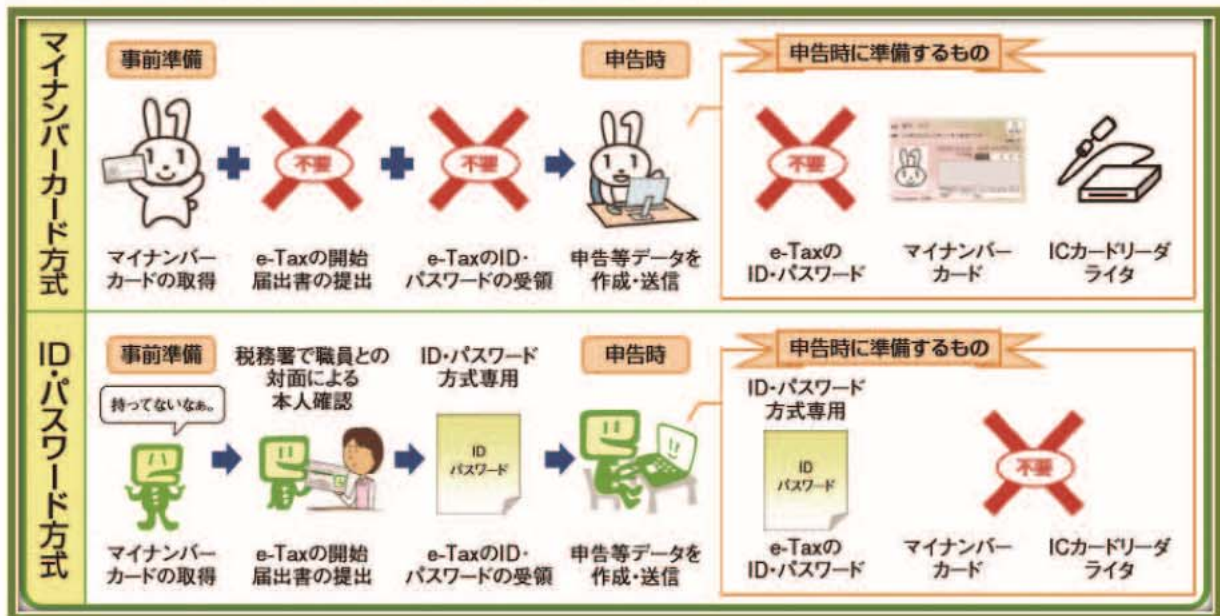
保存したデータは「Chrome」から後で確認できます。

確定申告書の作成は国税庁のホームページの「確定申告書等作成コーナー」が便利です。



## 【国税庁ホームページを利用すると・・・】

- 税額などが自動計算されるので計算誤りなし！
  - ご自宅の PC だけでなく、スマートフォンやタブレット端末でも作成できます！
  - 作成したデータを e-Tax を利用して送信できます！
- ※1 送信するには、マイナンバーカードと IC カードリーダライタ（マイナンバーカード方式）、又は税務署が発行した ID とパスワード（ID パスワード方式）が必要です。



※2 源泉徴収票などの添付書類は提出不要！（自宅で5年間保管する必要があります。）

- プリントアウトして郵送等で提出することもできます！
- e-Tax 及び確定申告書等作成コーナーの操作に関するお問い合わせ先。  
e-Tax・作成コーナーヘルプデスク（電話：0570-01-5901）にお尋ねください。

## 申告書作成会場の開設期間

<p><b>2月17日（月）</b> ～ <b>3月16日（月）</b> ※ 土日及び祝日を除きます。(例)</p>	<p>千葉南税務署</p>	<p>千葉市中央区 蘇我 5-9-1</p>	<p>【受付】 午前8時30分から 午後4時まで (提出は午後5時まで) 【相談】 午前9時から 午後5時まで</p>
--	---------------	----------------------------	---

(例) ただし、2月24日（月）及び3月1日（日）は開場します。

- 上記期間以外は、税務署の申告書作成会場は開設していませんのでご了承ください。
- 会場開設日及び最終週は、大変な混雑が予想されますので、ご了承ください。
- 2月3日（月）から、当署の駐車場は使用できませんので、お車での来署はご遠慮ください。
- 会場の受付終了時間は午後4時です。混雑している場合には、受付を早めに締め切ることがありますので、なるべくお早めにお越しください。また、混雑の状況によっては長時間お待ちいただくこともありますので、ご了承ください。

会場は混雑しますので、ID・パスワード方式を利用したご自宅からの e-Tax 申告がおすすめです。



## 税理士による無料申告相談 ～申告書を作成して提出できます～

次の日程で「税理士による無料申告相談」を実施しますのでご利用ください。

対象	期間	会場	所在地	受付時間
千葉市にお住まいの方	2月17日(月)～2月28日(金) ※土、日及び2月24日(明)は除く。	千葉市緑区役所	千葉市緑区おゆみ野3-15-3	午前9時～午後3時
市原市にお住まいの方	2月4日(火)～2月6日(木)	市原市五井会館	市原市五井中央西2-3-13	午前9時～午後2時
	2月17日(月)～2月21日(金)	市原市役所	市原市国分寺台中央1-1-1	
【持参するもの】	1. 前年の申告書等の控えや源泉徴収票など申告に必要な書類。 2. 印鑑及びマイナンバーに係る本人確認書類の写し			

- 各会場とも給与所得者・年金受給者の所得税及び復興特別所得税の申告書を作成して提出できます。  
※市原市五井会館では、小規模納税者の所得税及び復興特別所得税並びに個人消費税の申告書も作成して提出できますので、事業所得や不動産所得がある場合は、青色申告決算書又は収支内訳書を事前に作成してご持参ください。  
(土地、建物及び株式などの譲渡所得がある場合並びに住宅借入金等特別控除を初めて受ける場合は、税務署の申告書作成会場をご利用ください。)
- 昼休みは、税理士が交代で対応しており、お待たせする場合がありますのでご了承ください。
- 混雑状況等により、受付を早めに終了する場合がありますのでご了承ください。
- 申告書等の提出のみの方は、直接税務署に提出(郵送可)してください。
- 申告書用紙の発送時期の関係で、相談日が過ぎている場合がありますがご了承ください。

## 医療費控除を受けるための手続きが変わりました！

平成29年分の確定申告から、領収書の提出の代わりに「**医療費控除の明細書**」の添付が必要となりました。(領収書の提出は不要となりました。)

※1 医療費の領収書は**自宅**で5年間保存する必要があります。

(税務署から求められたときは、提示又は提出しなければなりません。)

※2 医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると、明細の記入を省略できます。

(医療費通知とは、健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」などです。)

(注)平成29年分から令和元年分までの確定申告については、医療費の領収書の添付又は提示によることもできます。

## 申告書にはマイナンバーの記載が必要です！

確定申告書等を税務署へ提出する際は、「**毎回**」マイナンバーの記載と本人確認書類(番号確認書類及び身元確認書類)の提示又は写しの添付が必要です。

《本人確認書類の例》

①マイナンバーカード(個人番号カード)のみ(【番号確認書類】と【身元確認書類】を兼ねています。)

②通知カードなど【番号確認書類】+運転免許証や公的医療保険の被保険者証など【身元確認書類】

※1 郵送にて申告書を提出する場合は、①の写し(表裏両面)又は②の写しを添付してください。

※2 ご自宅からe-Taxで送信する場合は、本人確認書類の提示又は写しの提出は不要です。

# 法定調書の 作成・提出は、**e-Tax** イータックス で!!

税務署に出向くことなく、自宅やオフィス、税理士事務所などから、国税電子申告・納税システム（e-Tax）を利用して法定調書を提出することができます。



特に **e-Tax ソフト（WEB版）**

**eLTAX（地方税ポータルシステム）** を利用すると便利です。

## e-Tax ソフト（WEB版）

（対象）

「給与所得の源泉徴収票」  
「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」  
「不動産の使用料等の支払調書」などの法定調書

- ・e-Tax ソフトをインストールすることなくWEB上で法定調書の作成・提出ができます。
- ・表計算ソフト等により作成したCSVファイルの読込ができます。

## eLTAX（地方税ポータルシステム）

（対象）

【市区町村】 「給与支払報告書」  
「公的年金等支払報告書」  
【税務署】 「給与所得の源泉徴収票」  
「公的年金等の源泉徴収票」

- ・eLTAX を利用することで、支払報告書の電子申告（eLTAX）用のデータと源泉徴収票の電子申告（e-Tax）用のデータを同時に作成し、支払報告書は、受給者の住所地の市区町村へ源泉徴収票は、支払者の所轄税務署へ一括送信することができます。

## e-Tax ソフト（WEB版）で作成できる法定調書（及び同合計表）

- ・給与所得の源泉徴収票
- ・退職所得の源泉徴収票・特別徴収票
- ・報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書
- ・報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書（社会保険診療報酬基金用）
- ・不動産の使用料等の支払調書
- ・不動産等の譲受けの対価の支払調書
- ・不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書
- ・給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表

## ○光ディスク等（CD・DVDなど）による提出

大量の法定調書を提出する場合には、光ディスク等（CD・DVDなど）で提出することもできます。なお、e-Tax 又は光ディスク等による法定調書の提出が義務付けられていない方が、光ディスク等により法定調書を提出する場合には、税務署への事前の申請と税務署からの承認が必要です。

## ○e-Tax 又は光ディスク等による法定調書提出の義務化について

法定調書の種類ごとに、前々年の提出すべきであった当該法定調書の提出枚数が1,000枚以上である法定調書については、e-Tax 又は光ディスク等（CD・DVDなど）による提出が義務化されています。

（注）令和3年1月1日以降に提出すべき法定調書については、提出義務の判定基準が「100枚以上」（現行：「1,000枚以上」）に引き下げられますのでご注意ください。

◎提出方法の詳細については、**e-Tax ホームページ**をご覧ください。<https://www.e-tax.nta.go.jp>

## 東京国税局・税務署からのお知らせ 安全・便利な「キャッシュレス納付」のご案内

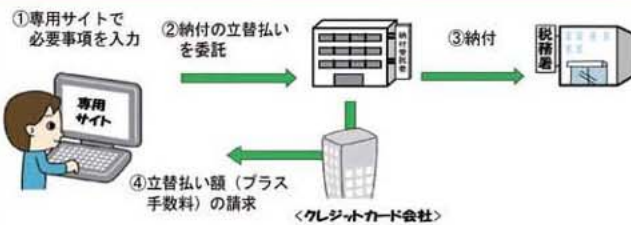
日頃から税務行政につきまして、ご理解・ご協力を賜わり、厚く御礼申し上げます。  
国税の納付は、金融機関や税務署の窓口に出向かなくても納付手続きができる「キャッシュレス納付」が便利です。

この機会に是非、ご利用をお願いします。

※ 各納付手続の詳細は、国税庁ホームページの以下の箇所で御案内しております。

「ホーム」⇒「税の情報・手続・用紙」⇒「納税・納税証明手続」  
(スマートフォン等でQRコードを読み取るとアクセスできます。)

### クレジットカード納付



専用サイトへアクセスし、クレジットカードを利用して納付内容を登録し納付できます。  
※ 納付額に応じた決済手数料がかかります。



### ダイレクト納付



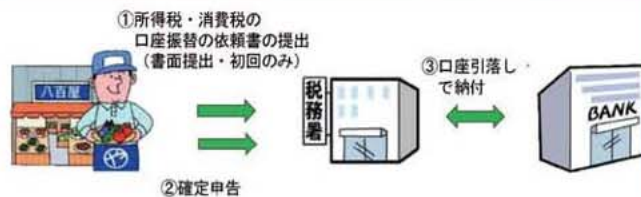
事前に届け出た預貯金口座から e-Tax を利用して即時または期日を指定して納付できます。

事前手続

e-Tax



### 振替納税



事前に届け出た預貯金口座から指定された期日に自動で引き落とすことにより納付できます。  
※ 個人の申告所得税・消費税に限ります。

事前手続



### インターネットバンキング



インターネットバンキングにより国税を電子納付できます。

e-Tax



※ QR コードは隣デンソーウェブの登録商標です。

事前手続

事前に手続が必要です。

e-Tax

e-Tax での利用となります。

## 法人の事業税及び法人の県民税の 申告書送付物の見直しのお知らせ

県から送付しております法人の事業税及び法人の県民税の申告書等につきましては、皆様の利用状況等を踏まえて見直しを行い、今年度から以下の様式を送付させていただきます。

あわせて、申告書に添付している納付書を2部とし、中間申告及び見込み納付にも対応できるようにいたしました。

様式名	様式番号
確定申告書（予定申告書）	第6号様式（第6号の3様式）
第6号（6号の3）様式記載要領	—
大法人電子申告義務化について	—
所得金額に関する計算書	第6号様式別表5
欠損金額等及び災害損失金の控除明細書	第6号様式別表9
分割基準明細書	第10号様式

申告書等の様式は、千葉県ホームページからダウンロードすることもできます。  
（上記様式のみではなく、他の申告書別表や、外形標準課税関係・連結法人関係の様式もダウンロードできます）

<https://www.pref.chiba.lg.jp/zeimu/tetsuzuki/houjin.html>

### 【問い合わせ先】

【中央県税事務所】 TEL 043-231-2300

【市原県税事務所】 TEL 0436-22-2171



**人気商品** **DO** **どっ〜えびふらい**  
**おいしい! 大きい!**  
**冷凍エビフライ**

約17~20cm  
10本入り (冷凍: 1本約50g)

ベトナム産の「ブラックタイガー」に  
弊社独自のパン粉をつけました。  
乳・卵アレルギーはありません!  
どうぞご賞味ください!

**2,150円** 税込

業務用総合食品卸売販売・冷凍食品製造販売

**株式会社 鈴木食品**

**健康でおいしい食事。**

安心と信頼の品質で、健康で豊かな食卓を



〒267-0056 千葉県千葉市緑区大野台2-10-1 TEL.043-295-7700 FAX.043-295-5532



## テーマ 『ハラスメントが発覚した場合の対応について』

今回は、ハラスメントが疑われる事案が発覚した場合に、企業としてどのように対応することが良いのかについて解説をします。

**Q1.** ハラスメントが疑われる事案が発覚した場合、どのような順序で対応すれば良いのでしょうか？

**A** ①事実調査、②事実認定、③事後措置の検討、④再発防止策の決定、実施の順に対応することになります。

**Q2.** ①事実調査はどのようにおこなえば良いのでしょうか？

**A** まず、基礎データ（社員の履歴書、所属する事業所の組織図、配置図等）を取得することになります。そのうえで、客観的資料を入手することになります。客観的資料とは、メールやSNS等の履歴や、場合によっては当時の録音データがある場合もあります。それらの情報をすべて精査したうえでヒアリングをおこなうことになります。このときのヒアリングの順序ですが、まず、被害を申告した人⇒関係者⇒行為者という順序でヒアリングをするのが一般的です。

なお、ヒアリングをする際には、いわゆる二次被害や情報漏えいが生じないように細心の注意を払ってください。

**Q3.** ②事実認定はどのようにおこなえば良いのでしょうか？

**A** いわゆる被害者と行為者の言い分が異なるということはよくあることです。この場合にどのように事実を認定すれば良いかということですが、まず客観的な資料や第三者との説明がどちらの言い分と整合性があるのかを検討することになります。併せて、両者の説明内容の具体性や一貫性、

合理性等を加味して、いずれの言い分が信用できるのかを検討することになります。

**Q4.** ③事後措置はどのように検討すれば良いのでしょうか？

**A** ハラスメントが認定できた場合には、行為者に対する懲戒処分を決めることになります。懲戒処分をおこなうにあたっては、ハラスメント行為の動機や態様、社員の職責（役職の高さ）、他の社員・社会に与える影響、過去の懲戒処分歴、反省の態度等を総合的に考慮して、懲戒処分の内容や程度を判断する必要があります。

一般的には、たとえばセクハラの場合には、いわゆる強制わいせつ罪に該当するような行為態様などではない限り、懲戒解雇とすることは難しいのではないかと思います。

**Q5.** ④再発防止策の決定、実施とは具体的にどのようなことでしょうか？

**A** まず、社内研修等による意識改革とともに、通報・通報相談窓口を充実させることが再発防止策になると思います。



令和元年度 第 28 回役職員研修会（東天紅千葉スカイウインドウズ店）

第 1 講座「我が国の財政状況」 千葉南税務署長 小山成一 氏

第 2 講座「キャッシュレス決済の基礎知識」 G-word(グッドワード) 代表 杉山 貴思 氏

9月9日未明の台風15号の被害を被った方も少なくなく、開催が危ぶまれましたが、第28回役職員研修会が9月13日に東天紅スカイウインドウズ店で開催されました。

2講座に先立ち、本年度の地域社会貢献活動の報告と全法連による福利厚生制度の説明と推進のお願いがあった。

第1講座「我が国の財政状況」の講師は今年7月に千葉南税務署長に着任の小山成一様。まず、「なぜ財政は悪化したのか」について戦後における我が国財政の変遷の資料と、平成2年度と令和元年度における一般会計歳入歳出を参考に、歳出では社会保障関係費の金額が11.6兆円から34兆円、割合にして17.5%から34.0%と大きく膨らんだこと、歳入ではバブル崩壊後税収が伸び悩んだため、次世代へ負担をかける国債発行を挙げられた。

社会保障関係費が膨らんだ要因として、総人口が平成22年をピークに減少していく一方で、65歳以上の人口割合である高齢化率は、10%台前半から現在28.6%へと少子高齢化は進行していること。また、我が国の社会保障制度は、社会保険方式を採りながら、5割を公費で賄う税を財源に依存していること。更に、今後も暫くは同様の傾向が続くことが見込まれており、1人当たりの医療費・介護費の増加も見込まれ、歳出を削減できる状況にはないことの説明があった。安易な国債発行に頼れない中で、社会保障制度を全世代型へ転換していく必要があり、令和元年10月からの消費税10%への引き上げによる増収分は、社会保障の充実に加えて、教育負担の軽減・子育て支援等に充てることから、ご理解ご協力をと締めくくられた。

第2講座「キャッシュレス決済の基礎知識」では、G-word(グッドワード)代表で、公立高校でIT教師の経験もある杉山貴思様が講師を務めた。まず、隣近所の席の方と自己紹介でウォーミングアップ。お客様の一步先を案内(=「カッコイイ」)できれば、お金は将来性についてくるとの講師からのメッセージ。小売はEC(ネットショップ)化が進み市場規模は右肩上がり、ネット通販では、クレジットカードからID決済(IDとパスワードのみで取引が可能な決済サービス)が台頭してきているとのこと。こうした中で、10月からの消費税10%へのアップ(食品など8%のままの商品もある)と同時に、決済手数料の補助、QRコード決済・POSレジ(タブレット型)など、キャッシュレス決済端末の導入補助を後押しする政府の支援策・還元事業(9か月間)。日本のキャッシュレス決済の比率は2015年で18.4%。国は2025年までに40%を目標に掲げており、実際にこの事業の対象となっている近隣店舗をWeb上の地図で確認しながらの説明。店舗も現金を扱うコストが抑えられ、お客様も利便性も高まるキャッシュレス決済。自社の決済方法の現状と課題を整理して、機会損失を防ぎ売上アップを図りたい。その後の連絡協議会は、講演の続編話と共に、台風の被災状況等の話となりましたが、交流を深める場となりました。



研修中の役員の方々



第1講座講師の  
千葉南税務署 小山成一 署長



第2講座講師の  
グッドワード代表 杉山 貴思 氏



青年部会だより

## 第33回全法連全国青年の集い —大分大会—

◎11月7日(木)・8日(金) iichiko総合文化センター 16名

去る11月7日(木)、8日(金)、大分県「iichiko総合文化センター」で開催された第33回全法連全国青年の集い大分大会に参加しました。大会では記念講演会・大会式典に参加した他、前日開催された租税教育活動プレゼンテーションにも参加し全国の青年部会が実施している租税教育活動の実情を垣間みることができました。翌日は福岡市に舞台を移し、新元号ゆかりの坂本八幡宮や大宰府天満宮を見学し、有意義な大会参加となりました。



大会会場前にて

女性部会だより

## 税を考える週間街頭PR活動に参加

◎11月10日(日) 8名

11月10日(日)市原市農林業祭会場で開催された千葉南税務署管内納税6団体主催の税を考える週間街頭PR活動に女性部会役員が参加した。当日は千葉南税務署員にも参加頂き、「パソコン・スマホで確定申告をすると便利です・e-Taxを利用するためのID・パスワードの出張発行のお知らせ・未成年飲酒防止PR・税金クイズ」を多くの方に配布し大変有意義な活動となりました。



参加者で記念撮影



参加者で記念撮影

## 令和元年度 納税表彰式

◇◇◇栄えある表彰 おめでとうございます◇◇◇

11月13日(水)JFEみやぎ倶楽部において、本年度の納税表彰式が挙行政され、当会関係として10名の方々が表彰されました。

表彰された方々は納税道義の高揚と税務知識の普及に貢献されるなど、永年にわたり税務行政に積極的に協力してこられた功績が高く評価され栄えある表彰を受けられました。



### ◎千葉南税務署長表彰受表彰者◎

常任理事	秋庭 重樹	(株)マルハチ
理事	中村 静子	街八幡屋商店
理事	角谷 穂子	協友工業(株)
女性部会	成谷 狭田子	(株)パウルニット

### ◎千葉南税務署長感謝状受表彰者◎

理事	柳川 智明	柳川建設(株)
理事	高橋 勝治	街タカハシ商会
理事	船崎 善之	丸八建設運輸(株)
理事	猪狩 久仁男	街猪狩塗装

女性部会だより

### 第2回税務研修会 小山署長との懇談会、部会員交流会

10月1日東天紅千葉スカイウインドウズ店を会場に「税務研修会」「小山署長との懇談会」「部会員交流会」の3部構成で女性部会を開催いたしました。

#### 《第一部》

本日よりスタートした消費税率引き上げに合わせ、佐藤明美副署長様を講師にお迎えして、「今更聞けない消費税～きほんのき」と題して講演をしていただきました。

冊子「消費税のあらまし」を参考にしながら、消費税の基本的な仕組みやどんな取引が課税対象となるのかなど、又、国外で行われる取引や補助金、寄付金、土地譲渡や商品券の譲渡等には消費税は掛からない事、更には輸出品販売場（免税手続カウンター）の設置承認を受けた場所では一定の基準等をクリアしていれば消費税は免除されるなどの興味深い話のほか、会計処理の方法は例題を挙げてわかりやすく説明して頂き、とても勉強になりました。

#### 《第二部》

「小山署長との懇談会」では、小山署長様の自己紹介を兼ね出身地や経歴、趣味等を質問形式でお伺いしました。中でも好きな言葉や座右の銘を聞いた際の「健康第一、心と身体と財布の健康」という答えに大うけ。女性部会に対しては絵はがきコンクールや税の啓発活動に対しての日頃の活動に感謝の言葉をいただきました。前任地の徳島県川島税務署長時代は単身赴任ということもあり、休日を利用しての八十八ヶ所遍路の旅や西日本第2位の高峰、剣山に登ったことなど貴重な経験をされたそうです。遍路旅で特に印象深かった札所は①焼山寺 ②横峰寺 ③岩屋寺 ④薬王寺 ⑤太龍寺であり、札所でのお遍路さん同士の不思議な出会い、結願の報告として高野山奥の院迄お礼参りに行かれた話をされました。ちなみに1番札所から3番札所迄は比較的近く十分歩けるそうです。そして徳島と言えば阿波踊り、多くの連がお互い競い合い技を磨いている話や平安時代の「古語拾遺」に書かれた東遷説話によれば阿波忌部氏の移動により阿波、紀伊、伊豆、安房には地名の共通点がある話など興味深い話を聞くことが出来た懇談会となりました。

#### 《第三部》

「部会員交流会」では、本日よりスタートした消費税軽減税率の事や、小山署長様の話を聞いて是非八十八ヶ所遍路巡りに行ってみたい話や、今回、千葉県に多大な被害をもたらした台風15号の話などで時間の過ぎるのを忘れる程盛り上がり楽しい交流会になりました。



懇談中の  
千葉南税務署 小山署長



税務研修会講師の  
千葉南税務署 佐藤副署長



研修中の女性部会員





青年部会だより

## 第20回青年部会租税教室（千葉市立蘇我小学校）

◎参加者：5・6年生 256名

千葉南法人会青年部会による第20回租税教室が11月12日、千葉市立蘇我小学校で開催された。当日は5・6年生256名が参加、パネルクイズ、ビデオ映像、税金クイズで楽しく学んだ。冒頭大矢教頭より「税金というものがどういうものか。社会における税金の役割をしっかりと勉強して下さい。」との挨拶を受け、青年部会による「税金はなぜ必要なのか」「主な税金の種類と仕組み」をテーマとしたミニ講座が開催された。

ボードやパネルを使って地図記号をおさらいし、小中学校、警察署、裁判所と公共施設の認識度をチェック。国会議事堂、アクアラインは公共施設？ディズニーランドやフジテレビ、東京ドームは？など紛らわしく児童たちには難解に感じる場面もあった。

その後のビデオ上映ではお父さんが消防士を務める一家が登場。前半の「税金のある世界」では火事の通報にすぐさま出勤、無事消化する。もちろん無料だ。しかしこれが「税金のない世界」ではどうなるのだろう。ゴミだらけの道路は誰が片づけるのか、しかも民営化された道路は通ることもできない。救急車、警察も有料となると現在とはまったく違った世界に描かれ、児童たちは興味深げに視聴していた。

上映後には税金クイズで税知識を競い、上位3組に賞状を、参加児童全員に記念の文具が贈られた。

最後に「税金なんて必要ないと思っていましたが今日の租税教室で体育館など学校の施設が税金で建設されていることがわかり、税金の大切さがよくわかりました。」という児童代表の謝辞がありました。



研修風景



研修中の蘇我小学校の児童



税金クイズで表彰された児童



税金クイズで表彰された児童



青少年育成図書館の寄贈代表児童と  
石垣副館長



参加者全員で記念撮影



### ～血液について～ 【基礎編】

今回は、血液について2部構成で行います、前半は、【基礎編】です。

私達の身体には、「血液」が流れているのは皆さんも知っていると思います。健康診断の血液検査の結果を見て、「お酒を控えよう」「甘いものはほどほどに」「お肉をやめて魚や野菜を食べよう」とか、毎年、結果表を見ては、決心している方が多いのではないのでしょうか？最近では、特殊なマーカーを使えば、早期な癌が見つかるようになり、心臓疾患も血液検査で発見できる時代です。と、言っても、漠然と血液成分の名前は知っているけど、その働きは、あまり知らない方が多いのでは？そこで、最低限の知識を持って頂くために簡単にそれぞれの役割を紹介します。

「血液」は、赤血球、白血球、血小板の3種類の細胞成分(血球ともいう)から構成されていて、血液全体のおよそ45%であるため、血液は粘稠度の高い液体です。このなかで最も重く、量も多いのが赤血球であり、血液の比重を測ることで、おおよその赤血球の量を測定することができ、赤血球の量には男女差があり、男性のほうが多いようです。赤血球の働きは、酸素の運搬で(ヘモグロビンというタンパク質を含む)、100～120日の寿命です、白血球の働きは、異物処理で(細菌を叩いて殺す働きがある)、3～5日、種類によっては数か月から数年の寿命です。血小板の働きは、止血作用で(傷口を血液で凝固させる働きがある)、10日程度の寿命です。

一方、血漿(プラズマ)と呼ばれる液体部分から成り立っており、血漿は、全血液の55～60%を占め、その成分の91%は水で、そのほか約1%の電解質と約8%の有機物を含みます。血漿に含まれる血漿タンパクは、栄養など酸素以外の物質を運搬したり、出血の際に血液を固める成分で含んでいます。また、この血漿から凝固成分(フィブリノゲン)を取り除いたものを血清と言います。

「血液」は、体重の約8%を占めており、日本人成人の血液量は、性別の違いなどによる個人差はあるものの、平均的には体重1kgにつき約80mLあると言われています(体重60kgの人の場合ですと、5L弱の血液が流れている計算になります)。血液のpHは、通常7.35～7.45の間に保たれているようです。豆知識として、血液は、新生児のほうがやや多く、高齢者では少なくなます。成人の基準比重値は、男性で1.055～1.063、女性で1.052～1.060であり、献血は比重が1.052以上の場合に行われるため、男性の方が、献血人工が多いようです。

後半は、血液検査の結果の見方を紹介します。



### ヨーロッパなどで日本の盆栽がブーム【続編】

前回、ヨーロッパで盆栽がブームであると言いましたが、今回は、その続編です。 何と！ビッグニュースです。

#### ローマ法王・教皇フランシスコに盆栽献上す！！

11月のローマ・カトリック教会のトップ、フランシスコ教皇の訪日は1981年2月の故ヨハネ・パウロ2世以来38年ぶりの2回目という事で、連日ニュースのトップになり大変話題になりました。

そのローマ法王にその先月バチカン宮殿で謁見した日本人がいたのです。その人が前号でご紹介した愛媛の森高準一氏(農業生産法人 合同会社 赤石の泉 会長)です。

～バチカン新聞の記事を引用します～

“11月に予定されている日本への使徒的旅行を目前にして、教皇フランシスコへの二鉢の盆栽の寄贈は重要な意味を持っている。森高氏は、ジョン谷口神父と共に「これらの盆栽は樹齢150年のものがございます…」と説明して、教皇様にそれを贈った。さらに、「思い返せば、2004年のことですが、私たちはすでに二種類の合計30本の桜の花の咲く苗木を聖教皇ヨハネパウロ2世に奉納し、今日それらはバチカン庭園で素晴らしい咲き誇っています。」と付け加えた。”と、紹介されています。



後日送られてきた森高氏からのメールにその経緯が書かれています。(一部抜粋)

「去る、10月30日に欧州のパチカン市国へ参りまして、フランシスコローマ法王さまに念願の赤石五葉松盆栽を奉納させて頂くことが出来ましたのでご報告させていただきます。

(この度) いろいろな偶然も重なり、バチカン宮殿より奉納認可のご連絡を賜りました。

ローマ法王様に日本の伝統文化の盆栽事業を通じて、世界平和への貢献ができれば幸いです。とお誓い申し上げましたが、より謙虚に、信じる道を通じてお役にたてる生き方を歩んでまいりたいと思います。」

森高氏はとても緊張されたそうですが、日本の盆栽が世界に広まる絶好の機会になりました。長年の苦労が報われたと思いますが、これからが本番です。

日本で廃れていても、ヨーロッパでは、新規ジャンルの園芸の世界です。その可能性は未知数で、無限の可能性を秘めているのです。

当社のナルナル菌とは盆栽栽培を通じてのご縁です。

盆栽と共にナルナル菌もヨーロッパに進出いたします。乞うご期待。



ローマ法王と握手する森高準一氏

### 事業鑑定士

## 天満由美子の健康運

(令和2年1月～3月)

#### ♈ おひつじ座 (3/21～4/20)

こっちの方が安かったから、とセール品を買わずに、本当に欲しい方を買きましょう。食べ物、飲み物も必要なものを適量摂る心掛けをして。

#### ♉ おうし座 (4/21～5/21)

研究や進歩は静かに着々と進んでいるようです。今まで良かった、悪かった覚えのある食物、健康法について定期的に情報更新してみよう。

#### ♊ ふたご座 (5/22～6/21)

普段ゴロゴロしていても、欲しいものができてショッピングモールを歩き回っていたら、いつの間にかすごい歩数。みたいな副産物に期待。

#### ♋ かに座 (6/22～7/23)

毎日食べているので今日も。外食のときはこのメニュー。なんとなく習慣になっていることの他に、今の自分に合ったいいモノがありそう。

#### ♌ しし座 (7/24～8/23)

たっぷりの休息と、慎重さが必要。少しでも疲れたら、と感じたらすぐ受診。不調のサインを見逃さないよう、気を抜かず経過させば大丈夫。

#### ♍ おとめ座 (8/24～9/23)

仮病を使ったら、本当に痛くなってきた。ダメだと思い悩むと良くない方向に。負のコトダマに注意、ポジティブな言葉を口にする習慣を。

#### ♎ てんびん座 (9/24～10/23)

つつい流されるのをやめて、一番良い方法で断る、を心掛けてみると、不思議なほど心と頭がスッキリして活力がでてきそうです。

#### ♏ さそり座 (10/24～11/22)

何かを始めよう、と思ったら、やはり基礎となるのは健康な心と身体。無理をしたり不調に目をつぶれば、目標も遠のくと心得ましょう。

#### ♐ いて座 (11/23～12/22)

習慣に流されず、今は何が一番必要か、を考えて行動してみよう。そのために欠かせないのは、今の正しい状態を正確に把握しておくこと。

#### ♑ やぎ座 (12/23～1/20)

何事もまとめて片付けよう、一気に詰め込もう、という考えは禁物です。コツコツ毎日できることから運動、活動を習慣にしていきましょう。

#### ♒ みずがめ座 (1/21～2/19)

ちょっとした体調不良があったら、悪い習慣を変えるチャンス、ととらえましょう。しっかりプロに診断を受け、納得いくまで話してみよう。

#### ♓ うお座 (2/20～3/20)

たまにだけ掃除するのでは、こびりついた汚れが落ちません。身体も同じ。ケアやクレンジングは面倒がらずにきちんと毎日が大事です。

### 1月

#### ■ 決算期別法人説明会

日時：令和2年1月10日(金) 午後2時～午後4時  
 会場：サンプラザ市原  
 内容：決算や申告にあたっての留意事項  
 講師：千葉南税務署 法人課税第一部門審理担当官他、  
 千葉県税理士会 千葉南支部税理士

#### ■ 新設法人説明会

日時：令和2年1月15日(水) 午後1時～午後3時  
 会場：宮崎公民館  
 内容：会社の誕生と税金について  
 講師：千葉南税務署 法人課税第一部門審理担当官他、  
 千葉県税理士会 千葉南支部税理士

### 3月

#### ■ 新設法人説明会

日時：令和2年3月5日(水) 午後1時30分～午後4時  
 会場：宮崎公民館  
 内容：会社の誕生と税金について  
 講師：千葉南税務署 法人課税第一部門審理担当官他、  
 千葉県税理士会 千葉南支部税理士

#### ■ 決算期別法人説明会

日時：令和2年3月11日(水) 午後2時～午後4時30分  
 会場：五井グランドホテル  
 内容：決算や申告にあたっての留意事項  
 講師：千葉南税務署 法人課税第一部門審理担当官他、  
 千葉県税理士会 千葉南支部税理士

## 新入会員のご紹介

新しく会員になられた皆さんです  
 ーよろしくお願ひしますー

### グリーンポケット市原店

市原市郡本6-419-2 【貸植業・造園業：市原支部】  
 TEL 0436-43-8899

### 株式会社ケンキ

市原市岩崎2-8-6 【非破壊検査業：五南1支部】  
 TEL 0436-25-1000

### 有限会社ヒストリア総合研究所

千葉市中央区蘇我5-24-14 【コンサルティング業：蘇我支部】  
 TEL 090-6512-9019

### 森田鉄筋株式会社

千葉市中央区浜野町252-12 【建設業：生浜支部】  
 TEL 043-310-6173

### 有限会社おゆみ野不動産

千葉市中央区南生実町792-5 【建設業：生実支部】  
 TEL 043-488-4466

### 株式会社キラキラ

千葉市緑区土気町1712-6 【整骨院：土気支部】  
 TEL 043-312-4854

### 株式会社エコメディ

千葉市緑区あすみが丘1-29-10 【整骨院：土気支部】  
 TEL 043-386-0456

### 株式会社ヒューズ

千葉市中央区生実町2088-10 【通信販売業：生実支部】  
 TEL 090-7000-5219

### 株式会社レーマンブラザーズ

市原市能満1391 【中古自動車販売業：市原支部】  
 TEL 0436-63-2080

### ちはらエンジ株式会社

市原市八幡北町1-11-2-111 【総合工事業：八幡北支部】  
 TEL 0436-98-5335

### 有限会社東洋医会

市原市山田橋3-10-14 【鍼灸・指圧・あん摩マッサージ・生体：市原支部】  
 TEL 0436-43-3270

### 株式会社クレアツール

市原市五井中央西1-21-1 【不動産業：五中1支部】  
 TEL 0436-20-1500

### 桑迫 尋文

千葉市美浜区中瀬2-6-1WBGマリブイースト20階【損害保険業：南支部】  
 TEL 043-350-3290

### 山田フードサービス株式会社

市原市ちはら台南6-4-6 【市原市産梨酢の製造販売業：市津支部】  
 TEL 0436-52-2306

### 1月

- 8日(火) 女性部会正副部長税務署表敬訪問  
第3回女性部会正副部長会談
- 10日(金) 源泉部会定例研修会  
決算期別法人説明会
- 14日(火) 正副会長税務署表敬訪問  
第2回正副会長会
- 15日(水) 新設法人説明会
- 17日(金) 第3回女性部会定例役員会
- 22日(水) 全法連賀詞交歓会
- 23日(木) 新春記念講演会  
新春賀詞交歓会
- 27日(月) 県法連新年賀詞交歓会
- 28日(火) 第3回青年部会定例役員会

### 2月

- 3日(月) 第2回県法連厚生委員会
- 4日(火)~5日(水)  
青年部会確定申告PR活動
- 5日(木) 第3回千葉南優申会世話人会  
千葉南優申会研修会
- 6日(金) 第3回常任理事会
- 8日(土) 税務・経営無料相談
- 12日(水) 全法連税制セミナー
- 13日(木) 第1回第6支部連合役員会
- 14日(金) 第1回第1・第2支部連合同役員会

- 18日(火) 第5支部連合姉崎神社正式参拝  
第1回第5支部連合役員会
- 19日(水) 源泉部会定例研修会
- 20日(木) 第1回第3支部連合役員会
- 26日(水) 第2回組織委員会
- 27日(木) 第3回研修委員会

### 3月

- 3日(火) 第1回第4支部連合役員会
- 4日(水) 第4回厚生委員会
- 5日(木) 新設法人説明会
- 6日(金) 第5回県法連事務局長会議
- 10日(火) 第5回広報委員会
- 11日(水) 決算期別法人説明会
- 12日(木) 第3回総務委員会
- 13日(金) 第3回税制委員会
- 24日(火) 第4回理事会



外構工事は当社にお気軽にご相談下さい

建築資材・左官材・エクステリア・金物・生コン

## 有限会社 久野屋本店

本店 千葉市緑区誉田町1-789  
TEL (043) 291-0167(代)  
FAX (043) 291-7764

# 新春記念講演会・新春賀詞交歓会のご案内

**講師** 千葉工業大学 未来ロボット技術研究センター所長

ふるた たかゆき

## 古田 貴之氏



**日時** 令和2年1月23日（木）午後3時30分～

第1部 新春記念講演会

**演題** 『ロボット技術で創る未来』

第2部 新春賀詞交歓会

**会場** ホテルポートプラザちば（JR京葉線・千葉都市モノレール「千葉みなと駅」下車2分）

**定員** 第1部 新春記念講演会 定員 200名 参加費 会員・非会員 無料

第2部 新春賀詞交歓会 定員 150名 参加費 会員 6,000円 非会員 8,000円

**申込** 申込につきましては事務局へお問い合わせ下さい

**問い合わせ** 一般社団法人 千葉南法人会 〒260-0842 千葉市中央区南町2-22-5

TEL 043-264-4080

## 法人会からのお願い

### 会費納入のお願い

法人会は会員皆様からの会費によって運営されております。会費が納入されませんと大きな支障をきたします。出費ご多端の折恐縮ですが、令和元年度会費をまだ納入されていない方は、最寄りの金融機関よりお振込み下さいますようお願い致します。

### 住所等が変わったら連絡下さい

法人会では、年4回の全法連季刊誌「ほうじん」、当会会報「ほうじんかい」により会員に役立つ情報をお送りしております。法人名、所在地、代表者名、電話番号等に変更がありましたら、事務局までご連絡下さいますようお願い致します。

## 編集後記

この秋、千葉県は台風15号、台風19号、そして低気圧による大雨と「なんで千葉」と思わずにはいられないほど災害が相次いで起こりました。この度被災された皆様方に心よりお見舞い申し上げます。また、一刻も早い被災地の復興を心よりお祈り申し上げます。

この被害によって法人会会員の企業の中でも復興にご尽力している多くの方々のお話を聞いております。まだまだ時間はかかると思いますが、我々も引き続き復興に尽力していきたいと思っております。

今回のような台風は今後も定期的に発生すると思っておりますので、今回の件を教訓にして、取り得る事のできる最善策を常に考え十分な対策を個々に取っていかねばならないと思っております。また、法人会としてもこのような自然災害に対応する組織づくりをより一層検討していくことも大事なことであり、社会貢献にもつながるのではないのでしょうか。

来年は、東京オリンピック・パラリンピックが開催され、国内はととても賑やかになり、大きな経済波及が見込まれます。その一方、企業としては交通機関等多くの不安要素があるということなので、早めの対策が必要になるでしょう。

## 一般社団法人 千葉南法人会会報

第128号 令和元年12月発行

発行所 一般社団法人 千葉南法人会

〒260-0842 千葉市中央区南町2-22-5

ケーブビル201号

電話 043-264-4080

FAX 043-264-4680

E-mail minamihoujinkai@theia.ocn.ne.jp

発行人 麻 延 重 彦

編集 集 広 報 委 員 会

編集責任者 秋 庭 重 樹

印刷・会員 尚 丸 三 印 刷 所



# HottoMotto 蘇我1丁目店

ほっともっと

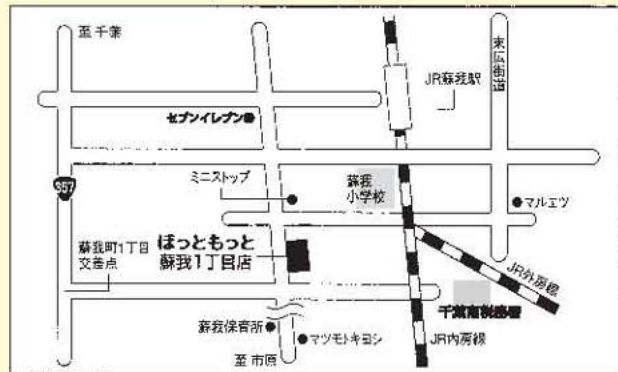
TEL 043-305-0922

FAX 043-305-0923

千葉県千葉市中央区蘇我 1-20-1

営業時間 AM8:00~PM11:00

電話・FAX でのご予約・ご注文を  
お受けいたします



「ほっともっと」ホームページ [www.hottomotto.com](http://www.hottomotto.com)

小袋・アレルギー情報については、  
ホームページをご覧ください。

有限会社 日本ビジネス

代表取締役 景山 秀貴  
税理士 白田 信夫

お客様との信頼関係を第一に考え  
地域に密着したサポートを



〒290-0062 千葉県市原市八幡 1126-67 TEL 0436 (41) 2689 (代表) FAX 0436 (41) 2430

法人会会員のみなさまに

# 経営者大型総合保障制度

生命保険と損害保険の組み合わせにより、万一の  
場合はもちろん、働けなくなった場合のリスクに備え  
るための各種制度商品をご用意しています。

さらに、2019年7月から総合型Vタイプαを新発  
売いたしましたので「保険金額」「保険期間」に加えて  
「保険料・解約払戻金のバランス」をオーダーメイドで  
設定いただけるようになりました。

新登場!  
総合型Vタイプα

## 〈会社をお守りするトータル保障プラン〉



◎上記商品の正式名称は次のとおりです。

**総合型Vタイプα**：大同生命の無配当歳満期定期保険(解約払戻金抑制割合指定型)と  
AIG損保のベーシック傷害保険

**Tタイプ**：大同生命の無配当就業障がい保障保険(身体障がい者手帳連動・無解約払戻金型)

**Jタイプ**：大同生命の無配当重大疾病保障保険(無解約払戻金型)

**Mタイプ**：大同生命の無配当総合医療保険(保険料払込中無解約払戻金型)

◎ご検討・ご契約にあたっては、「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」「設計書[契約概要]」  
「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。

◎記載は2019年8月現在の内容です。将来変更となる可能性があります。

引受保険会社

**DAIICHI** 大同生命保険株式会社  
千葉支社/千葉県千葉市中央区新宿2-5-3(千葉大同生命ビル7F)  
TEL 043-247-8861

**AIG** AIG損害保険株式会社  
千葉支店/千葉県千葉市美浜区中瀬2-6-1(WBGマリブイースト20F)  
TEL 043-350-3170

F-2019-1009(2019年8月9日)  
19-073022 2021-8